

特記仕様書

(趣旨)

第1条

この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条

この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 総地加) 緊急浚渫推進(河川) 工事(毛呂川外樹木伐採工)
- ・工事箇所 一級河川毛呂川外／入間郡毛呂山町平山外

(設計変更等)

第3条

設計変更等については埼玉県建設工事標準請負契約約款条及び埼玉県土木工事共通仕様書に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては「埼玉県土木工事設計変更ガイドライン」によるものとする。

(共通事項)

第4条

- 1 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t 以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

- 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）
 - ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で 200 t 以上搬出する工事
 - ③ 最終請負金額 1 0 0 万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項）

第5条

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(伐木材の処分)

第6条

本工事における伐木材については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

越生町分

幹 (有)エムクリーン／埼玉県狭山市水野62-24

毛呂山町分

幹 (有)エムクリーン／埼玉県狭山市水野62-24

特幹 (直径 25cm 以上) ウィズグリーン(株)／埼玉県入間郡三芳町上富513

竹 (有)エムクリーン／埼玉県狭山市水野62-24

日高市分

幹 (有)エムクリーン／埼玉県狭山市水野62-24

特幹 (直径 25cm 以上) ウィズグリーン(株)／埼玉県入間郡三芳町上富513

(再生資材の利用)

第7条

下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再 生 切 込 砕 石	40mm以下	管理用通路路盤等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

(法定外の労災保険の付保)

第8条

受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(労働環境調査モデル工事)

第9条

本工事が、埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」の対象工事となった場合は、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認すること。

埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

(週休２日制モデル工事)

第１０条

本工事は、埼玉県県土整備部「週休２日制モデル工事【現場閉所型】」の試行対象工事である。

試行の実施は、埼玉県県土整備部「週休２日制モデル工事」試行要領によるものとする。
試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認のこと。

埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

(概算数量発注方式)

第１１条

本工事は概算数量発注方式により発注する工事である。

１ 工事仕様書の摘要欄に「概算数量」と記載した数量は概算数量であり、設計図書の照査及び現場精査後、必要に応じ変更する。

２ 設計変更

(１) 設計図書の照査、工事記録による指示等

「埼玉県建設工事標準請負契約約款」、「埼玉県土木工事共通仕様書」、「埼玉県土木工事監督要綱」に基づき、設計図書の照査、工事現場の精査等を行い、必要な協議、指示又は承諾を工事記録により行う。

(２) 設計変更

工事記録により発注者及び受注者が合意した設計数量に基づき設計変更を行う。

(建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事)

第１２条

本工事は、「建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事〔発注者指定型〕」の対象工事である。

詳細は、「埼玉県県土整備部建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事試行要領」を参照のこと。

建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事 (県土整備部)

[埼玉県建設管理課ホームページ]

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/ccus.html>

(建設現場における快適トイレ設置の試行について)

第13条

本工事は、「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」の対象工事であり、受注者が設置を希望し、発注者との協議が整った場合に設置することができるものとする。

なお、設置する費用については、当初設計では計上していない。

詳細は、「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」を参照のこと。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kaitekitoire.html>

(工期)

第14条

1 工事は、雨天、休日等として76日間を見込んでいる。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇のほか、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
------	------

後片付け期間	20日間
--------	------

週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間	14日間
-----------------------	------

雨休率

休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 「土木工事標準積算規準書」工事参考資料編第4章『工期の算定』による。

2 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長を請求することができる。

(定めのない事項等)

(その他)

第15条

本特記仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、共通仕様書によるほか、必要に応じて協議のうえ、定めるものとする。

総合評価方式特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、総合評価方式に関し必要な事項を定めるものとし、この特記仕様書に記載されていない事項は、埼玉県土木工事共通仕様書によるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工 事 名 総地加) 緊急浚渫推進 (河川) 工事 (毛呂川外樹木伐採工)
工事場所 一級河川毛呂川外／入間郡毛呂山町平山外

(技術資料の内容の履行及び費用負担)

第3条 受注者は、入札時に提出した技術資料の内容を履行しなければならない。

ただし、契約後、発注者が受注者にその履行について指示するものは、この限りではない。

2 前項に基づく履行及びその品質の確認等に係る試験及び資料の作成に係る費用は、受注者の負担とする。

(配置する技術者)

第4条 受注者は、配置を予定する技術者（以下、「配置予定技術者」という。）として技術資料に記載した者を、契約後、当該工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人のいずれかとして配置しなければならない。なお、配置予定技術者を複数名挙げた場合は、そのうち少なくとも1名を配置しなければならない。

ただし、橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事については、工場製作のみの期間の配置予定技術者の配置は求めない。

2 前項に基づき配置した技術者（以下、「配置技術者」という。）の途中交代は原則認めない。

ただし、交代が認められる場合としては、配置技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が大幅に延長された場合

② その他

なお、いずれの場合であっても、交代後に交代前の配置技術者と同等以上の技術能力（技術資料の審査で評価した者と同等以上）を有する者が配置されていなければならない。

3 受注者は、前項ただし書きに基づき配置技術者を交代しようとする場合は、やむを得ない事情を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

4 必要に応じて、交代後の配置技術者が、交代前の配置技術者と同等以上*の技術能力を有することを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

※同等以上とは、「配置予定技術者の技術能力」の合計点以上、候補者を複数挙げている場合は、合計点が最も低い者の点数以上

5 入札参加の際は、上記内容を十分考慮したうえで、配置予定技術者を選任するものとする。

(履行内容の確認)

第5条 受注者は、技術資料に基づき様式2「履行確認シート」を作成し、施工計画書に添付しなければならない。

- 2 受注者は、技術資料の内容を履行したときは、履行が確認できる資料を添付の上、速やかに、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に受注者の立会いの上、技術資料の内容の履行を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

なお、履行の確認にあたり必要があると認められるときは、発注者はその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して確認することができる。

- 4 履行の確認又は復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

（技術資料の内容の不履行）

第6条 発注者は、様式3「技術資料の履行について」の通知を受理した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなす。

受注者は、不履行の場合、違約金として、不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1.0点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし、5%を上限とする。）を支払わなければならない。この場合発注者は、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。

なお、受注者は、このことにより、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止を受けることがある。

- 2 発注者は、技術資料の内容の履行に際して、第3条第1項ただし書きに該当する事項については、前項の定めを適用しない。

（技術資料の虚偽記載）

第7条 発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなし、その結果を受注者に通知しなければならない。なお、第4条第3項に係る資料に虚偽の記載があった場合も同様とする。

受注者は、虚偽記載の場合、違約金として、請負代金額の5%を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。

なお、受注者は、このことにより、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止を受けることがある。

（不服の申出）

第8条 受注者は、発注者から第6条または第7条の措置についての通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、発注者に不服を申し出ることができる。

ただし、埼玉県の契約に係わる入札参加停止等の措置要綱に基づく場合を除く。

専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置に係る特記仕様書**(趣旨)**

第 1 条 この特記仕様書は、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 1 号の場合の監理技術者等」という。）及び監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

(技術者の配置等)

第 2 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を配置すること。
- (2) 連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者であること。

なお、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

- (3) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

- (4) 監理技術者等が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。
- (5) 下請次数が 3 を超えていないこと。

なお、工事途中において下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降専任特例は活用できず、監理技術者等を専任で配置しなければならない。

- (6) 当該工事現場の施工体制を、監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出すること。また、現場着手後は工事現場に備えおくこと。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事)

第 3 条 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

(提出書類)

第4条 受注者は、専任特例1号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、専任特例1号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第5条 次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、専任特例1号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

一 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。

二 埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領による工事であるとき。

(CORINSへの登録)

第6条 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

(その他)

第7条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、連絡員を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。

専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置に係る特記仕様書**(趣旨)**

第 1 条 この特記仕様書は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

(技術者の配置等)

第 2 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 監理技術者が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。
- (5) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (6) 監理技術者と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事)

第 3 条 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

(提出書類)

第 4 条 受注者は、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

- 2 受注者は、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

（適用除外）

第5条 次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

- 一 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。
- 二 埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領による工事であるとき。

（CORINSへの登録）

第6条 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

（その他）

第7条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。

河道内工事における安全確保に関する特記仕様書

第1条 受注者は、施工計画の作成にあたり、下記の視点により安全対策を十分検討すること。

- (1) 仮設物等による河積阻害により、増水時に越水・溢水などの被害が生じないか。
- (2) 増水時に現場内の資機材が安全かどうか。また、資機材や掘削残土が流出し、河道閉塞を起こす可能性がないか。
- (3) その他、工事の施工に起因して第三者へ与える被害が想定されないか。

第2条 受注者は、土砂等を工事現場内に仮置きする場合には、事前にその方法について発注者と協議し、承諾を受けること。

第3条 受注者は、夜間・休工中の重機の待機場所について、発注者の確認を受けること。天候に関わらず、夜間・休工中は、重機を所定の待機場所に移動させること。

第4条 受注者は、増水が予想されるなど、作業員に危険が想定される場合には、作業を中止すること。また、受注者は、昼夜に関わらず、現場に危険が想定される増水時において、現場を監視する体制を構築すること。